

第2回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会 議事概要

(高齢福祉課長)

市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の話をベースにするとの案を示させていただきましたが、「かけはし」や法人後見の現状について、お話をいただければと思います。

(西本先生)

「かけはし」の生活支援員は、居住地または活動拠点の区社会福祉協議会から推薦されるので、安心して支援をお願いしています。実際、皆さん、誠実に対応していただいています。しかし、現在「かけはし」利用者が293人いますが、「かけはし」に携わる職員数が不足しているので、市へは、体制の充実を強くお願いしています。

細かな支援ができることが、「かけはし」の一番の長所であると思っております。

基礎研修を受講した市民に、かけはしの生活支援員になっていただき、経験していただくというのは、市民後見の目的、趣旨に沿った活動になっていると思います。

(清水先生)

生活支援員は、民生委員などほかの役職も兼ねているという人はいますか。

(西本先生)

民生委員さんの比率は把握していませんが、地域の障害者団体などから推薦していただきお願いしています。ただ、生活支援員も、支援を必要とする人とのマッチングが難しいです。

地域から推薦していただいた人が、必ずしも、支援を必要とする人の支援員になるわけではなく、2回、3回と面接し、この人なら合う、この人なら大丈夫だろうという人を、生活支援員として決定しているのが実情です。

(清水先生)

認知症の高齢者と、障害者とでは、少し対応が違うと思います。

認知症高齢者を支援したいという人と、障害者を支援していく人では、ちょっと感覚が違うのかなと、思うのですが。

(西本先生)

行政の生活課等の福祉部門との事前調整を十分に行う形をとっているということです。

(広森先生)

「かけはし」は、個人で契約ができる人が対象なので、名前が書ける間は「かけはし」を続けていくことになっていますが、実際には名前が書けない人もいます。本人の状況としては後見が必要な状況になっていて、そこまで頑張って引っ張ってやっていることを考えると、市社協の「こうけん」（法人後見）の対象者は、後見類型が主になると認識しています。

(高齢福祉課長)

実際に、当面の取組を行う際に、成年後見専門員が1名という現状の体制で足りるのかという議論はありますが、そうした中で、類型を限定するかどうかを含めて、どのように進めていくのかを検討する必要があるかと思います。

(広森先生)

積極的にどんどん広げてやっていくのかどうかも、財政的な問題があるのですか。

(西本先生)

ニーズがあれば、それに応えなければならないという認識を持っています。

(広森先生)

後見人選任の申立て予備軍はたくさんいると思うのです。

成年後見専門員が1人だから、なかなか「こうけん」を受けられない。実際には、かけはしのケースで、「こうけん」に繋がっていないケースがあるのではないですか。

(西本先生)

市社協の「こうけん」の対象となる要件がありますので、かけはしのケースでも、市長申立事案でなければ、「こうけん」の対象にはなりません。

(広森先生)

当面の取組の方向性としては、「こうけん」の対象者の要件は変えないのですか。

(西本先生)

今、市長申立ての枠を外してしまうと、余りにも対象者が多くなり、後見専門員を多少増やしたところでノウハウの蓄積がまだ充分ではなく、対応可能な体制になりません。

(清水先生)

市が、この懇談会を開催した目的としては、短期的な目標と長期的な目標とあると思います。

短期的な目標は現在の要件にあてはまる人を対象とし、長期的には、広範な人を対象にやっていかないといけないと思います。

(西本先生)

広範な人を対象にする必要があるという認識は持っています。

(清水先生)

短期的な目標としては、市社協などの組織を使って育成するということになるのですが、本来の前提として、求められる人数を養成して、必要な方の後見を行うためには、相当の期間がかかると思うのです。

現在、生活援助員が約140人ですが、140人で担えるケースの数は限られると思います。一般の市民が担うのであれば、一人が何人も担うというのは、ちょっと想定し難いですね。

(西本先生)

現在、後見専門員が1人で、被後見人6人の後見業務を行っていますが、それが限界というのが実情です。

(清水先生)

今の話を逆算すると、かなりの人数が必要ですし、生活支援員も高齢になりリタイアする人も出てきますから、大変だなと思います。

だから、市社協で行うのは一番作りやすい枠だろうと思いますが、フォローとしては、もっと大きいバックアップの枠組みを継続的に詰めていかないといけないと思います。

(高齢福祉課長)

まずは福山市のような形を考えていますが、最終的には、組織が市民後見人をフォロー

一する形式、あるいは、三士会と一緒に法人を立ち上げて、権利擁護センターのような形でやる形式があると考え、大阪市と北九州市の事例を資料として示しています。

(松本先生)

生活支援員になった人を、さらに後見支援員として法人後見に入れ、その人を市民後見人の候補者として上げるのですか。

(高齢福祉課長)

西本先生から、生活支援員になるときに2、3回面接してマッチングしているという話がありました。その人が、実践研修で法的な実務を勉強して後見支援員になります。

成年後見を担い、支援が必要な人と実際にやりとりする人のメインになるのは、後見支援員と思っています。単独で市民後見人として立つのか、何らかのサポートを受けながら行うのかについては、現段階では明確にお答えすることはできませんが、後見支援員が市民後見人の候補となり得る、1丁目1番地と考えております。

大阪市のように、市民後見人が外に出て、それを監督するような形でやるケースなどは、今後の議論になると思います。

(松本先生)

市社協の法人後見は何件行っているのですか。

(西本先生)

平成23年10月から始めたばかりで、今のところ6件です。

(広森先生)

今説明された、後見支援員が市民後見人の候補となることを考えると、P7の「当面の取組の方向性(案)」では、法人後見「こうけん」から、もう一本右に矢印が出て、市民後見人という枠ができるのですよね。

(清水先生)

これは短期的な対処法であり、もう少し枠を広げていかないといけないと思います。これでは市社協に対するテコ入れのように感じます。

(高齢福祉課長)

目的が市民後見の育成・活用なので、後見支援員が市民後見人なのかと聞かれれば、これがゴールではないと考えていますが、研修だけでは実践経験を積めないなので、支援するという形で、実践経験を積んでいただくという形は、市民後見人の養成につながりやすいのではないかと考えています。

(松本先生)

この集まりは、市民後見人の育成・活用に関する懇談会であり、ゴールは市民後見人の育成・活用であるべきであり、ゴールにつながるかどうか分からない案を示すのではなくて、市民後見人の育成・活用を行うための方策を検討しないといけないと思います。

(高齢福祉課長)

「論点の整理」の資料の中で、「新たな取組の実施と並行して、関係者が定期的に意見交換を行うことにより、裁判所が市民後見人等を選任するようにするための仕組みづくりにつなげていくべきではないか」と記載しており、市民後見人の育成・活用につながるような形を目指して、議論をしていかないといけないと思っています。

ただし、実施方法として、大阪型なのか北九州型なのか、様々なバリエーションがあ

る中で、そこまで決めるのは、今年度中は難しいと思っており、まずは、事業を動かしてみ、議論しながら見極めていくのかなと思っています。市民後見人の育成・活用を行うべきということは確かですが、その目的を達成するアプローチは幾つかあり、現段階では、こういう形のものを記載しています。

(手島先生)

当面というのは、どのくらいの期間を考えていますか。

(高齢福祉課長)

検討会は今年度で終わりではなく、来年度も検討するための予算を確保しています。実際に動き始めるとしたら、平成27年度以降になると見込んでいます。

平成27年度から研修を行うとして、基礎研修を経た後に生活支援員になっていただきます。その後、平成27、28年度に実践研修に入っていくという形になり、後見支援員になるのは、早くて平成28、29年度でしょうか。そのスケジュール感は市社協の法人後見の伸び具合にもよると思いますが、少なくとも、2、3年はかかると見込んでいます。

来年度、平成27～29年度の3年間を期間とする高齢者施策推進プランを策定しますが、その期間内に幾つか実績を積み上げて、その次の計画期間となる平成30年度から何らかの成果が出せれば良いと考えていますが、少し実施状況を精査した上で、次のプランのときに、何らかの成果に向けたもう一歩が踏み出せたらと思っています。

(手島先生)

今回の案は、支援者の養成という視点から言うと、練られた仕組みだと思うのです。市民から、まずは生活支援員という、成年後見に直接携わらないけれども似たような事業で、関係づくり等の知識を習得していった、その後に、もう少し本格的に長い間勉強して、後見人になれる資質を高めていくという、養成対象者を育成していく視点でいうと、こういうプロセスになると思います

しかし、「かけはし」から「こうけん」に移行する際に同じ人の支援を継続するのは、支援されている本人が混乱しないために編み出した手法だと思うんですね。

つまり、支援される人は、主に認知症の高齢者をイメージしているんですね。初めの支援のときには、ある程度判断能力があるので、成年後見を使わずに、かけはし事業で必要な支援を得るけれども、本人の判断能力が低下してきて、契約（かけはし事業は、社協と本人との契約により実施される）が維持できなくなってきたときに、これまでの支援者と異なる支援者が携わるというのは、本人にとって不利益が大きいので、何とか維持できないかということで、市社協が、後見まで、本人の支援を継続する方法を編み出したと思うんです。

今回の案は、それを踏まえているのはいいのですが、最初から後見を必要としている人は、世の中にたくさんいるわけで、その人たちの市民後見はどうするのかを考えると、もう一本道筋が要ると思うんですね。その道筋が示されれば、全体のイメージが見えると思うのです。

(清水先生)

イメージを書く際に、市社協のかけはしは真ん中に置いて、もう一つ大きい枠を作ったほうが、イメージしやすい。

(手島先生)

これは、高齢者向けの、しかも生活支援員の育成プログラムバージョンであって、その下に、今すぐ必要な人への対応を市社協が実施しているスキームに乗せていけるのかどうかを検証するべきだと思うのです。

また、市社協の「かけはし」では、生活支援員が実際に携わっていますが、それ以上にバックアップしているのが、市社協の常勤職員である専門員なんです。専門員は、かけはし事業の専任ではなくて、他の事業も兼務しているのですが、この専門員が、本人との契約の段取りをしたり、生活支援員が担い切れないような突発的な事故等に対応したりしています。そういう意味では、生活支援員と専門員が、ペアで支援をしているのがかけはしの実情です。示されている案では、生活支援員が全部引き受けてやっているように見えると思いますが、実際は、ペアで行っています。

(清水先生)

専門員は、生活援助員と同じくらいの数が入っているのですか。

(西本先生)

市社協に配属された6人の職員でやっています。

国の指針では、約35人に1名の配置となっており、市には、職員の増員要求を行っています。最近では、市からも理解していただける状況になってきました。

市民後見のニーズは十分にあり、需要に対応し切れないこともありうる中で、市民後見人の養成の方法として、市社協のシステムを使うとしたら、このイメージ図のような流れになると思うのです。市社協のかけはし事業で活動している生活支援員に随行していただき、支援を必要とする人を支え寄り添うということを体感・理解してもらう流れの中で、活用していただければいいと思っています。

最終的に、後見というものを理解していただく方法として、今の市社協のシステムを利用して実績を積んでいただくことが、市民後見をしたいと手を挙げた人にとって、一番分かりやすいと思うのです。

(清水先生)

市社協のような団体でないと、現実には、市民が後見人に専任されないと考えます。だから、市社協が核になることは理解できますが、広範な人材を求めていくことも必要だと思えます。

(西本先生)

後見支援員の形で研修を行うというイメージになっていますが、この枠から一歩はみ出して、それから市民後見という形になると思うんですね。それに向けて、どういうシステムを構築するかという議論になるのだと思うのです。

その延長線の中で、市社協もシステムに加わるということです。

市社協単独で、あるいは行政と市社協だけという体制ではなく、三士会の協力があって初めて市社協としても一歩踏み出せる話ですから、どのような体制づくりをするのかというのが大切になってきます。

(清水先生)

他の団体もそうだと思いますが、メンバーとして入って支援をするということはある程度得るかもしれませんが、三士会が市社協と一緒に一つの団体を結成することは考えにく

いと思います。

(手島先生)

市の役割がみえないですね。市と市社協が両輪となりと書いてありますが、何かお考えですか。

(高齢福祉課長)

市の役割としては、定期的な意見交換を行う中で出てきた課題等について、市が中心となって対応していくということです。例えば、市社協の体制を強化するべきであるとか、三士会が一緒になるのは難しいとの話がありましたが、そういうケースでは、市が中心となって動かしていくことになると思います。

まとめますと、今後、この枠組みを進めながら、検討会を実施して皆さんの意見を伺う。その中で、行政として取り組むべき課題が出てくると思います。新しい仕組みを構築することが市の責任であると考えています。

(松本先生)

何を指すのかを決めてから育成方法を決めないといけないと思うのですが。

(広森先生)

意欲があって、養成研修を受けようと思われている人にとって、このイメージ図では、受入数がすごく狭いですね。

(手島先生)

市民からの矢印が、横1個ではなく、市社協の生活支援員にはならないけど市民後見人になるというルートも考えないといけないと思います。これでは、認知症の高齢者でかけはしを使った人しか使えない仕組みになっています。

(広森先生)

これでは市民にとっても、活動の場が限定されてしまいます。

(松本先生)

最終的に後見支援員になった人が、市民後見人候補者名簿に載るというイメージですか。

(高齢福祉課長)

一番近いのは、この方々だと思っていますが、生活支援員を経ずに直接後見支援員になる道も考えなければいけないという話がありましたので、検討していく必要はあると思います。

(松本先生)

後見支援員は、法人後見1件について1名というイメージなんですが、その場合、現在、市社協の法人後見受任件数は6件なので、現状では6人しか養成できないということになりますよね。

(手島先生)

市民後見人が、専門職後見人のように一人で何件も受任することは稀で、一人1件というのは妥当であり、複数の被後見人を担当する市民後見人は特別だと思います。

(松本先生)

候補者を養成するキャパとして、法人後見の後見支援員だった方を名簿に載せる方法だと、候補者が増えないのではないのでしょうか。

(広森先生)

法人後見を拡大する方向でいかないと、市民後見人を養成するための後見支援員の枠がすぐに充足する状況になっています。

(手島先生)

この方法だと、支援してもらおう人が少ないですから、実際には、養成者は常にダブついてくると思います。

(広森先生)

大阪では、養成した人たちに継続研修をしていますよね。

(手島先生)

養成した人たちの動機付けを下げないためにフォローは必要ですが、だからといって、養成した人と、支援を受ける人の数を、近い数でコントロールすることは難しいです。マッチングの選択肢が狭まらないようにするために、養成した人をキープしておくことも、ある程度必要ですね。

(清水先生)

やはり、もう1枠必要ですね。

(広森先生)

市民後見人のフォローを三士会が行う体制作りと言われていたのに、このイメージ図では、三士会は市社協のフォローでしかありません。

(手島先生)

市民後見を広めていく、成年後見制度をよく周知していくという本来の趣旨から言えば、養成した人たちは、まさにその出発点であって、養成課程で、成年後見制度や市民後見について理解してくれる人が増えていくことを考えると、大きな効果があると思います。

社会福祉協議会という団体が持っている、地域福祉の推進という理念もそうだし、かけはしや、法人後見の活動を行っている市社協が、ボランティアセンターの取組などを行っている地区社会福祉協議会の活動を、どう有機的に活かしていくか考えていけば、趣旨が合致するんですけれどもね。

(清水先生)

市社協が持っているノウハウは、長い間やってきているので厚みがあり、うまく活用すべきだと思うのですが、限られたところでやるだけでなく、やはり広範にスタートして、かなりの人数を養成すれば、その中で適正も分かりますし、ダブついてもいいと思います。福祉の場にいる人でも、成年後見人が何をしているのか分からないということがあると思うので、広範に養成を行い、人を蓄積していく中で適正をみるということは必要だと思うのです。

生活支援員を活用する方法は、かけはしから法人後見へと継続する、認知症高齢者などを支援するイメージが払拭し切れません。

このイメージ図の外側に、もう一つ枠を作ったらどうかと思います。

(手島先生)

地区社会福祉協議会の会長に話を通さないと市民後見人になれないということであれば、狭き門ですね。

(西本先生)

このスキームを実行に移すためには、市社協の定款等を一部改正することを考えなければいけないと思っています。市民後見をどのような形で発展させていくのかについては、市社協としても、大きな宿題を抱えるということなのです。

しかし、既存の枠に拘っていたら問題の解決につながらないので、市社協の本来の趣旨を踏まえれば、市民後見の育成という面において社協が一役担うためには、市社協の定款等の見直しまで踏み込んでいかなければいけないと思っています。

(広森先生)

平成26年度中に、何かをしないといけないということですか。

(高齢福祉課長)

市民後見人の育成・活用は、なかなか難しい課題であり、今年度内に3回の懇談会を開催して、議論を終わらせることができるとは思っていません。来年度も、基礎研修、実践研修のカリキュラムなどについて議論しなければいけませんので、平成26年度に、直ちに済むものではございません。

(広森先生)

始まりのイメージ図が大切な気がするのです。理想的に言えば大阪のように、大阪市と市社協が中心になって、三士会も含めて、新たな権利擁護センターを作っていますよね。そこに市が予算措置をして委託して、三士会もしっかり協力するシステムになっていますよね。そうであれば、三士会も、抵抗感なく協力できる気がします。

(高齢福祉課長)

前回の懇談会でも話がありましたように、大阪市の立ち上げには、議論だけでなく実践も含めて、相当入念な準備をしたようです。

(手島先生)

先行事例があるので、それを参考にすれば同じ期間は要らないと思うのです。司法書士会が作成した、市民後見人養成のためのテキストもあります。これは、とてもすぐれたテキストです。仕組みは借りてきたらいいのですが、大事なのは関係者間の意思疎通です。この懇談会をもう少しフォーマルな感じにすることも、必要なことだと思います。

(広森先生)

福山市は、市民後見人を養成すると提示しているのです。講座を受けた人を活用するために、受講者を支援員として経験を積んでもらって、その後、ひとり立ちして市民後見人としての活動を行うというやり方を取ったのではないかと思ったのです。

(手島先生)

福山市は、市社協が先導して行っているため、市社協中心のスタイルになっています。生活支援員からステップアップするというのも、市社協内部の議論の中でやっているのです、抵抗なくできていると思います。

だから、本来は、行政が投げかけて、行政の役割も確認しながら、スキームを作っていくのがいいと思うのです。

(清水先生)

永続的な組織を作るためには、盤石なベースと資金がどうしても必要であり、市がベースになる必要があると思います。

市社協としても、後ろ盾があれば実施できると思うので、どこかの団体を基幹として置かないといけないと思います。市社協に全部任せて、やってくれというのでは、市社協もやりづらいと思うのです。

(西本先生)

行政の積極的な協力、バックアップがあることが前提です。

(広森先生)

市社協が、市民後見人を養成する手法の一つがこのやり方であって、そうじゃない仕組みも考えられるようなバックアップ、予算的な支援があればいいですね。

(高齢福祉課長)

皆さんからの意見をお聞きしていると、大阪型というイメージがあるようですが、北九州型は、あり得ないのですか。

(清水先生)

型を決めないほうがいいんじゃないでしょうか。

(高齢福祉課長)

そうすると、出口を見つけるのが非常に難しくなりますよね。

(松本先生)

どういう方式にするかについて、市としての方針がないように思います。

(広森先生)

ひとり立ちして活動できる市民後見人を養成するための仕組みをつくるのが、最終的な目標ですね。しかし、きちんとフォローできる体制が、今の市社協の法人後見受任件数6件という状況では考えにくいと思うので、それなりに、バックアップできるような体制をつくらないと、養成した人が活動できる状態になりません。

イメージ的には、大阪で対象にしている部分、そういう案件は結構あって、例えば、施設にずっと入所されている方で、親族も身寄りもなく、お金の出し入れの管理が必要というケースは対応がそんな難しくないのです。1対1で、市民後見人が担えると思うのですね。うまく続けていけば、市民後見人の数に見合うだけの需要があると思いますので、もう少し工夫ができないかなと思います。

(清水先生)

市民後見人になりたいという人は、何かお手伝いしたいという点で、職業後見人とは大分感覚が違うんじゃないかなという気はします。

(手島先生)

北九州型は、ベースとなっているのが、「北九州成年後見センターみると」ですが、専門職の方々が集まって法人を作り、それを母体として法人後見を行う形は、全国的にも結構例があります。法人を作るかどうかは別として、司法書士、弁護士、社会福祉士が集まってケースに対応していくという仕組みも一手段だと思います。その中で、一歩踏み出したのが北九州市であり、市民後見人の養成の方法として、可能性があると思います。

(清水先生)

現実に、市民後見人の育成・活用スキームを継続させていくためには、バックアップ体制が必要です。立ち上げは簡単ですが、継続させないといけない。個人的な能力に支

えられた組織は脆弱です。

燃え尽きないためには、きちんとしたバックアップ体制の下で行うことが肝要で、有志が集まる北九州方式は、継続が難しいと思います。成年後見制度の対象者は生きていますから、継続することの責任は重いですよ。我々も、何故かたくなにリーガルサポートの構成員でやっているかといえば、我々の中で処分ができるからです。他の団体と一緒にやると処分ができない。だから、一人一人の、命・名誉・権利が非常に絡んでいますから、そうした人を支えていくのは、究極的には、行政の責任が必要だと思います。

(広森先生)

北九州方式は、東広島市が視察に行かれたと聞いていました。

(高齢福祉課長)

仕組みとしての公的な関与は必要であると思っています。ゆえに、この懇談会を立ち上げました。市民後見人の育成・活用をやるとしたときに、どういう主体が担っていくかについては、継続性が大切だと思います。行政そのもので担うことも検討もしてみたいのですが、生活保護もそうなんだろうが、長い期間、寄り添い型で支援するときに、行政が行うと、担当者が人事異動で、2～3年で異動するので、直接支援するのは難しいかなと思いました。

仕組み作り、要は、懇談会で意見の集約などを想定していますが、市として、公的な関与はしないといけないと思っていることを申し上げておきたいと思います。

(松本先生)

後見を行うのは市民であって、市職員がやるわけではないですよ。運営に、どのように市が関与するのでしょうか。

(清水先生)

市社協がやらなくても、市が、成年後見センターを作り、そこへ広範な人を集めて、積極的に人材育成から運営まで全部担っていく方法でも、別に問題はないのです。

既存の組織として市社協にお願いすることもあるとは思いますが。

(手島先生)

やはり何を目指し、何を育成するのかを形にしていくことが肝要だと思います。生活支援員という担い手のイメージではなく、被後見人へのアプローチの視点で、イメージ図を作れば、広がりが出ると思います。

(松本先生)

現段階で、福山方式を追従するのはなぜですか。当面の取組と言っても、まだ養成研修をやっていないんですよ。

(清水先生)

既存の組織を利用すれば、仕組みを作りやすいということは、理解できます。方向性の案のイメージ図を多少描き変えれば、いいのかなと思います。

(高齢福祉課長)

短期的な目標と長期的な目標があり、長期的な目標のスキームだけ考えているとなかなか取りかかれないので、まずは当面やらなければいけないことをお示したものです。

(清水先生)

短期的な目標と長期的な目標を、並行して進めていくということですね。

(高齢福祉課長)

まさしくそうです。

次回、活動支援体制の各機関の役割の整理について意見をお聞きしますが、少なくとも、どこで養成研修を行うのか別として、基礎研修・実践研修を行う際にカリキュラムの中で、各士業から得意分野について、講義をお願いできるのかなと考えています。

(清水先生)

三士業の団体のいずれも協力しないということはないと思います。

(高齢福祉課長)

また、今後の取組の方向性の中で、例えば、市社協の後見のところで、後見専門員・後見支援員という体制の中でも、三士会からのサポートをお願いしてはどうかと考えています。これは、市民後見人が働くときのサポートとは違うと思うのですが、どういったサポートがあれば有効なのか、お話を伺わせていただければと思います。

(清水先生)

サポートを行うには、組織的な決定が必要になります。そうでないと、継続的なサポートができませんが、基本的には、講義と、個別の事案に対する相談を受けることは、それぞれ得意な分野での対応は可能だと思います。

(高齢福祉課長)

市社協が行っている法人後見での個別事案についての専門相談は対応できますか。

(清水先生)

今は、個人的なつながりで、この先生に聞いてみようというように対応していることが多いのですが、そうでなくて、組織対組織で相談していただいて、対応可能な人を派遣するなり、その場で回答するなりというような組織的な支援を行う仕組み・体制にしておかないと、異動等で関係が途切れてしまいます。

(高齢福祉課長)

市社協の法人後見は、対象者はまだ6件ですが、今後対象者も増えていくと思います。こういう人が実際にケースワークする中で、しっかりとした専門的なバックアップ体制が必要であると思っています。

(清水先生)

大阪の事案は、かなり専門的に、個別に細かい相談を専門職で受けているようなので、対等な立場で、一緒に悩みながらやっているんじゃないかなという気はしました。

(手島先生)

成年後見事業運営審査委員会の委員として、三士会の方々には、会に推薦等をお願いして入ってもらうのですが、委員の役割として、審査をすること以外にも、個別の市民後見人へのフォローというか、マンツーマンでの指導等も、仕事の中に入ってくると思います。そういう位置づけを許可してもらえるかどうかを、三士会に依頼したときに、快諾していただけるか、あるいは、意見を言うくらいはできるが、個別のことまでは、委員が忙しいからできないと言われるか、その調整が必要だと思いますね。

(広森先生)

社会福祉士は、成年後見事業運営審査委員会には、社会福祉士会から推薦して入っています。

(手島先生)

成年後見専門員への個別のアドバイスまではしていないのですか。

(西本先生)

個別には、その場を利用して意見を述べていただいています。

(手島先生)

それはリップサービスの範疇で、本来の役割として明らかにしなければなりません。

(清水先生)

個別相談を受ける形で、フォローしていくということですか。

(手島先生)

そういう形になれば、大阪と同じようなことが実現できると思うのです。

(清水先生)

市民後見は必要になるのでしょうかから、専門職が、市民後見に対するフォローなり、役割を担うなりしなければいけないと思います。個別の相談に応じるということは、その役割に入ってくると思います。

(手島先生)

多大な労力が必要になるので、そういうことを引き受けてもらえるのかが、報酬の有無も含めて、大きなハードルだと思います。

(松本先生)

弁護士会は協力しないことはないと思います。

(清水先生)

市が積極的に関与するのであれば協力すると思います。

市がそういう方向を目指してやっていくことに関して、協力することについては、三士会どの会もやぶさかではないと思います。

(高齢福祉課長)

そういった意味で、市が関与していることをしっかり示さないといけないということですね。

(清水先生)

組織として協力できる体制を行政がとってもらえれば、やっていけると思っています。

(神野先生)

市社協の既存のかけはし事業、法人後見事業を用いて、市民に支援員として実績を積んでいただいて、将来単独で市民後見を受任できるような形につないでいくという方法は、やり方として望ましいと感じました。

(高齢福祉課長)

白熱したご議論ありがとうございました。

今回は、本日いただいた意見も踏まえて、市民後見人の活動支援体制と各機関の役割について、意見交換をさせていただきたいと思います。